

# ○京都市旅館業施設建築等指導要綱実施細則

昭和59年4月2日制定  
平成5年9月16日改正  
平成6年3月3日改正  
平成8年5月24日改正  
平成9年4月1日改正  
平成10年4月1日改正  
平成11年4月1日改正  
平成24年6月19日改正  
平成25年5月27日改正  
平成28年11月21日改正

## 第1 趣旨

この細則は、京都市旅館業施設建築等指導要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語

- 1 この細則で使用する用語は、要綱において使用する用語の例によるものとする。
- 2 要綱第2条第6号に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 京都市中京青少年活動センター
  - (2) 京都市考古資料館
- 3 要綱第2条第7号に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 小川家住宅
  - (2) 旧日本銀行京都支店
  - (3) 本願寺(西本願寺)
  - (4) 龍谷大学本館
  - (5) 角屋
  - (6) 燕庵
  - (7) 伊藤仁斎宅
  - (8) 高瀬川一之船入
  - (9) 霊洞院庭園
  - (10) 渉成園

## 第3 構造等の基準

要綱第4条第2項に規定する具体的基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 帳場等の、利用客との面接に供する部分は、天井高の2分の1以上が開放されており、かつ、適当な広さを有するものであること。
- (2) 客室の出入口は、共用の廊下に面したものであること。
- (3) 客室の室内の天井及び壁面の仕上材には、鏡を用いていないものであること。
- (4) ロビー、応接室、談話室等の共用の施設は、宿泊者が自由に利用でき、かつ、適当な広さを有するものであること。
- (5) 形態及び意匠は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 屋根及び屋上には、過度の装飾又は突起物等を設けないこと。
  - イ 屋根は、ドーム、円錐形、角錐形等としないこと。
  - ウ 外壁には、過度の凹凸、曲面又は傾斜をもうけないこと。
  - エ 外壁の開口部は、三角形、円形又は楕円形としないこと。
  - オ 屋根、外壁等は、けばけばしい色彩を用いないこと。
  - カ 屋根、外壁等には、過度のネオン等の照明設備を設けないこと。
  - キ 広告物又は広告物を掲出する物件の形状、色彩、及び意匠は醜い印象を与えないこと。

#### 第4 計画の公開

- 1 要綱第5条第1項に規定する別に定める者は、旅館業施設以外の施設の用途を変更して旅館業施設としようとする者で、当該旅館業施設の床面積の合計が100平方メートル以下であるものとする。
- 2 要綱第5条第1項に規定する標識(以下「標識」という。)は、第1号様式によるものとする。
- 3 標識の設置期間は、要綱第6条の規定による市長の承認を申請しようとする日の20日前から、建築基準法第6条第4項の規定による確認の通知があった日までとする。
- 4 標識の記載事項に変更を生じたときは、直ちに標識の記載を訂正しなければならない。

#### 第5 承認の申請

要綱第6条の規定により市長の承認を受けようとする者は、旅館業施設計画承認申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 公開結果報告書(第3号様式)
- (2) 標識を設置している状況を撮影した写真
- (3) 付近見取図(縮尺2,500分の1)
- (4) 配置図(縮尺100分の1又は200分の1)
- (5) 各階平面図(縮尺100分の1又は200分の1)
- (6) 2面以上の立面図(縮尺100分の1又は200分の1)
- (7) 室内の仕上げを明示した書類
- (8) 屋外に掲出する広告物(以下「屋外広告物」という。)を設置する場所の付近見取図
- (9) 屋外広告物の意匠及び形態を明示した図面
- (10) その他市長が必要と認める書類

#### 附 則

この細則は、昭和59年4月2日から実施する。

#### 附 則

この細則は、決定のあった日から実施する。  
(平成5年9月16日衛生局長決定)

#### 附 則

この細則は、平成6年4月1日から実施する。  
(平成6年3月3日衛生局長決定)

#### 附 則

この細則は、平成8年5月24日から実施する。

#### 附 則

この細則は、平成9年4月1日から実施する。  
(平成9年4月1日環境保健局長決定)

#### 附 則

この細則は、平成10年4月1日から実施する。  
(平成10年4月1日保健局長決定)

#### 附 則

この細則は、平成11年4月1日から実施する。  
(平成11年4月1日保健福祉局長決定)

#### 附 則

この細則は、決定のあった日から実施する。  
(平成24年6月19日生活衛生課長決定)

**附 則**

この細則は、決定のあった日から実施する。  
(平成25年5月27日保健医療・介護担当局長決定)

**附 則**

この細則は、平成28年12月1日から実施する。  
(平成28年11月21日保健医療・介護担当局長決定)